

第3章 いきいきとした交流と連携のまち

第1節 コミュニティ

第2節 広域交流

第3節 観光とイベント

第4節 平和と人権

第5節 開かれた市政

第3章 いきいきとした交流と連携のまち

第1節 コミュニティ

施策区分	計 画 事 業	★=新規	○=拡大
1 市民活動の促進	◇協働推進 ◇コミュニティビジネス創業支援(★支援制度) ◇生活学校補助 ◇地域まちづくり推進		
2 自治会活動の促進	◇自治会等交付金交付 ◇自治連合会補助		
3 施設の整備	◇ コミュニティ施設整備 (★北広島団地住民センター改修、★共栄会館改修、★のぞみ野東栄会館改修) ★虹ヶ丘集会所整備		

1 市民活動の促進

- 市民団体、ボランティア、NPOなどの活動を促進します。
- 地域の課題やニーズに対応した、市民自らが主体的に、地域の人材やノウハウ、施設、資金などを生かして、地域に密着した地域課題解決型ビジネス（コミュニティビジネス）創業を支援します。
- 地域の特性を生かした自主的なまちづくりを支援するため、地域まちづくり予算を実施します。
【対象：西部、大曲、西の里、東部、北広島団地の5地区】

2 自治会活動の促進

- 地域住民のコミュニティの醸成や、まちづくりのパートナーとして、自治会や連合自治会の活動を支援します。

3 施設の整備

- コミュニティの場として快適に利用できるように計画的に住民集会所及び地区住民センターの補修・増改築等を実施します。
- 虹ヶ丘地区に集会所を整備します。
- 地域の拠点となっている住民集会所について、施設のあり方や管理の方法などの検討を行います。

第2節 広域交流

施策区分	計 画 事 業	★=新規	○=拡大
1 広域的な交流の促進	◇広域交流		
2 国際交流の促進	◇国際交流推進		
3 都市間の交流	◇姉妹都市交流（スポーツ交流） ◇こども大使交流		
4 広域行政の推進	◇札幌広域圏組合との連携		

1 広域的な交流の促進

- 道央馬追サイクルネットワーク協議会（北広島市・長沼町・栗山町・由仁町）の中で、札幌恵庭自転車道（エルフィンロード）などと一体的なネットワークを検討します。
- レクリエーションやスポーツ、子育てなど本市と札幌市厚別区と江別市との市民による交流事業を引き続き実施するとともに、札幌市清田区や南空知圏の自治体との交流を深めます。

2 国際交流の促進

- 北広島国際交流協議会が行うカナダ・サスカトゥーン市との高校生派遣・受入事業などを支援し、広い国際感覚を持った人材を育成します。
- 市民団体などが行う国際交流事業を支援します。

3 都市間の交流

- 姉妹都市・東広島市との交流として、スポーツ交流団の派遣・受入れをはじめ市民のさまざまな分野への拡大を促進します。
- 姉妹都市交流と平和教育を目的として、こども大使を東広島市や広島市に派遣します。また、東広島市からのこども大使と交流を深めます。

4 広域行政の推進

- 広域的な課題の解決を図り、効率的な行政運営を進めるため、札幌広域圏組合などと連携します。

第3節 観光とイベント

施策区分	計 画 事 業 ★=新規 ○=拡大
1 観光の振興	○観光振興 (観光資源の調査研究・観光PR・祭りへの支援)
2 イベント・コンベンションの充実	

1 観光の振興

- 観光協会と連携して、地域の観光資源を積極的にPRします。
- 観光協会の組織強化に向け事務局体制を見直します。
- 札幌広域圏組合などと連携し、広域的な観光資源調査、発掘などを行います。

2 イベント・コンベンションの充実

- ふるさと祭り、ふれあい雪まつりをはじめ各種イベントを支援します。
- 30周年を迎えるふるさと祭りは、これを記念して実施する事業を支援します。

第4節 平和と人権

施策区分	計 画 事 業 ★=新規 ○=拡大
1 平和都市づくり	○平和推進 (きたヒロシマ平和展、平和の灯管理、平和都市宣言20周年記念事業) ◇こども大使交流 《再掲》
2 人権の擁護	◇特設人権相談所の開設
3 男女平等参画社会づくり	◇男女平等参画推進

1 平和都市づくり

- 平和の灯のともるまちとして、きたヒロシマ平和展や講演会などを開催し、恒久平和を希求し戦争の悲惨さと平和の尊さを次世代に引き継いでいきます。
- 平和都市宣言20周年を記念し、原爆展等を実施します。
- 平和の尊さを体験できるように、小学生と中学生の代表を、こども大使として毎年交互に広島県へ派遣します。

2 人権の擁護

- 人権擁護委員と連携し、人権に関する相談会の実施や人権尊重思想の普及啓発に努めます。

3 男女平等参画社会づくり

- 男女平等参画プランを推進するため、フォーラムの開催や情報誌を発行します。

第5節 開かれた市政

施策区分	計 画 事 業	★=新規	○=拡大
1 市民との協働	◇市民参加条例の制定 ◇協働推進《再掲》		
2 市民サービスの向上	◇窓口サービス向上 ○市民法律相談 ★市役所庁舎の整備に向けた検討		
3 情報の共有	◇広聴活動 ◇広報紙発行 ◇コミュニティFM広報 ○文書管理運営 ◇個人情報保護・情報セキュリティ対策 ★市勢要覧の制作		
4 行財政運営	◇総合市民(住民記録)情報システムの運用管理 ◇行財政改革の推進 ◇政策評価 ◇地方分権推進 ◇住民参加型市場公募債の発行 ◇戸籍電算化システム運用 ◇住民基本台帳ネットワークシステム運用 ◇職員研修 ◇職員福利厚生会交付金 ◇公共施設の長寿命化保全計画の策定 ◇未利用市有地売却 ★新総合計画策定		

1 市民との協働

- 市民参加条例を制定し、周知を図るためにパンフレット等を作成します。また市民参加推進会議(仮称)を設置し、市民参加の実施、条例の運用状況など評価を行います。
- 協働指針に基づき、地域社会と密着した活動を行うNPOや公益活動団体、市民等との適切な役割分担のもとで協働のまちづくりを進めます。

2 市民サービスの向上

- エルフィンパークの市民サービスコーナーでは、引き続き窓口業務の時間延長や土・日・祝日の証明書等の交付などサービス向上に努めます。
- 市民法律相談を月2回に拡大し実施します。
- 市役所庁舎については、庁内に庁舎建設検討委員会を設置し、基本的な建設計画等をまとめるとともに、市民、議会等の意見を聞きながら建設に向けた具体的な検討を進めます。

3 情報の共有

- 市民と行政の情報の共有化を図り市政への市民参加を促進するため、市長や職員が積極的に地域に向き説明を行います。
- 情報公開を進める一方で、個人情報の保護と情報セキュリティ対策に一層努めます。
- 他自治体から訪れる個人や団体などに市を紹介するため、市勢要覧を制作します。
- 総合文書管理システムを導入し、文書管理事務の簡素化、情報公開等への対応の迅速化を図ります。

4 行財政運営

- 行政運営では、民間活力を導入し各種業務の委託化や市立保育園の民営化などを検討します。
- 市税等収納率向上対策連絡会議を設け、税や使用料などの収納率向上に努めるとともに、コンビニエンスストアでの収納導入について検討します。
- 補助金の見直しや新たな財源として、未利用市有地の売却や住民参加型市場公募債の発行など、引き続き財政運営の健全化を図ります。
- 民間資金やノウハウを活用し、施設設計、建設、維持管理、施設運営などを一体で整備するPFI導入指針に基づき検討を行います。
- 公共施設の長寿命化に向けた保全計画を策定します。
- 次期新長期総合計画の策定に取り組みます。